

三重県職員措置請求書

令和 4年 1月 28日

三重県監査委員 殿

鈴木英敬 元県知事、一見勝之 三重県知事 及び 水野宏治 県土整備部長に関する措置請求の要旨

1 措置請求の趣旨

都市公園「鈴鹿青少年の森」に関する鈴鹿市による公園施設設置等許可申請に対して令和3年6月29日付でなされた許可及びその条件として付された使用料免除に関わった知事及び担当部長に対して、使用料免除によって県が受けた損害として、年間使用料相当額 3,300 万円の10年分である 3 億 3,000 万円の県への返還を求めらる。

また、同許可は違法又は不当な許可であるので同許可の取り消し(撤回)を求めらる。

2 措置請求の理由

(1)鈴木英敬元県知事および水野宏治県土整備部長は、鈴鹿市から令和3年6月21日に都市公園法第5条1項の規定に基づき申請のあった県営「鈴鹿青少年の森」へのサッカースタジアム設置許可申請について、同法5条1項に基づき令和3年6月29日付で許可(以下「本件許可」という)を行うと共に、同法8条に基づき、許可の条件として「(1)使用料は、三重県都市条例(昭和47年三重県条例第33号)第10条第2項の規定に基づき免除します」とし、使用料を免除することとした(以下「本件使用料免除」という)。

また、令和3年9月14日付で就任した一見勝之三重県知事は、令和4年1月13日の鈴鹿青少年の森を愛する会の「面談要請」に対して、1月18日に「公益上有益な施設であると考えています」と、前知事の施策を検証することなくそのまま聞き継

ぐ回答を示した(県土第 12-168 号)。

三重県都市公園条例第 10 条第 2 項は、「知事は、前項の使用料(注:公園施設の使用料)については、公益上有益であると認められるものについて、当該設置者等、行為者又は第七条第一項に限定する公園施設を利用しようとする者に対し、当該使用料の額の減免をすることができる。」と規定しているところ、県はこの規定に基づいて、使用料の免除をしたものである。

(2)しかし、添付文書の通り、鈴鹿市は、(株)アンリミテッド・(株)ノーマークら民間企業と協定を結び、私企業に設置・管理を行わせ、使用料を請求しないという手法でサッカースタジアムを建設させ、民間企業に公園を無償で使用させようとしている。

すなわち、間に市が入ってはいるものの、実体としては県が公園施設の一部を民間企業に無償で使用させることとしているのである。

当該使用料免除は、スポーツチームのスタジアムを公園に設置することで、スポーツ振興や地域活性化に役立つことから「公益上有益である」と判断したものとも思える。しかし、多くの民間企業はスポーツ施設を運営し、そのことによって利益を上げることは一般的に行われていることであって、それらスポーツ施設が直ちに「公益上有益である」と判断する根拠となるとは到底言えない。地域活性化に役立つからということで使用料免除をするのであれば、他のスポーツ施設すべてについて使用料免除をしなければ、公平性を欠くことになり、平等原則違反となり、違法と判断せざるを得ない。

確かに、協定書では、施設は「多機能で複合的な機能を組み合わせた賑わいと交流の拠点として使用するものとする」(協定書第 7 条 1 項)とされてはいる。

しかし、同項は「甲、乙協議の上」と記載しており、市と(株)アンリミテッドとの協議によって内容が決まるものであって、県が関与する余地はない。それにも関わらず、県が使用料を免除することは、明確な根拠を欠く使用料免除と言わざるを得ない。また、「賑わいと交流の拠点」であるという理由だけで一切の使用料を免除する公益性があるとは認めがたい。スタジアム自体は民間企業の所有となるのであるから、当然県

民の「賑わいや交流の場」として利用するためには当該民間企業の実態が必要となるし、サッカースタジアムはサッカーチームの競技場や練習場として利用され、それによって利益を得ることとなるであろうから、県民の利用が民間企業の利用に劣後する運用となるであろうことは明らかである。

また、協定書には「災害時等において緊急に対応することが認められるときは」市の要請に基づき「施設の使用について協力するものとする」(同 2 項)とされてはいる。しかし、この点についても昨今は多くの民間企業が災害時に緊急の必要があるような場合には施設を公開することとしているのであって、この程度のことで使用料を一切免除するほどの公益性があるとは到底認めがたい。

このように、結局のところ建設しようとしているサッカースタジアムは、紛れもなく民設・民営による民間企業の施設なのであるから、施設使用料を一切免除するほどの公益性があるとは到底言えない。

(3)以上の通り、都市公園である鈴鹿青少年の森への民間企業による施設設置は、本来施設使用料を徴収すべきであって、鈴鹿市を仲介して施設設置許可を行い民間企業にスタジアムの設置・管理を行わせることは、私企業への利益供与に他ならないというべきである。また、市を介在させて、私企業への利益供与を行うことは、県自身が「公益性の判断」を放棄することであり、許されない。本来、(株)アンリミテッドが鈴鹿青少年の森にサッカースタジアムの建設を望むなら、三重県に設置許可申請を行い、三重県は使用料を徴収して設置許可を行うべきである。

県の定める都市公園の使用料は年間1㎡当たり 660 円であり、サッカースタジアム設置予定面積は 50,350 ㎡のため、本来年間約 3,300 万円の使用料の徴収が求められる。

(4)更に、(株)アンリミテッドは、運営するサッカーチームの公式ホームページに、2021 年 12 月 12 日「弊クラブ元執行役員からの告発に関しまして」と題する記事を投稿した。具体的内容としては「我々、鈴鹿ポイントゲッターズは現在、弊社元執行役

員・塩見大輔氏より、5,000 万円の金銭要求を受けております。具体的に説明致しますと、『5,000 万円の支払いと代表取締役・吉田雅一の辞任、この 2 つが実行されない場合、不正を公表する』という内容です。塩見氏からの金銭要求に関しましては、今回で 2 度目になります。1 度目は、本年 7 月 26 日に同様の内容で 2,500 万円の金銭要求を受けておりました。塩見氏が指摘する不正行為の内容は、複数あり、趣旨が判然としない指摘も多数を占めておりました。弊社としては、塩見氏が指摘するような不正行為は存在しないものと認識しておりましたが、塩見氏からの執拗な金銭要求に畏怖を覚えてしまい、また塩見氏が一方的に事実を捻じ曲げて、あたかも弊社に不正が存在するかのような虚偽の情報を拡散することを恐れ、2,500 万円を支払い、関係を断ち切るという選択をしてしまいました。」と記載されている。

(<https://suzuka-un.co.jp/news/44850/>)

なお、(株)アンリミテッドは、資本金 1 億円に満たない会社である。また、三者協定の当事者となっている(株)ノーマークも 2 億 1,000 万円(資本準備金含む)の会社である。

このように、公園の使用料免除を受けているサッカーチームの運営団体は組織内部において金銭問題で揉めており、不当な金銭要求に対して 2,500 万円を支払ってしまうようなことを過去には行っていることを自認している会社であって、財政的な安定性に欠けると言わざるを得ない。

また、都市公園法運用指針(第 4 版)では、公園管理者以外の者の公園施設の設置等について「当該公園施設を設置又は管理するのに十分な能力や財産的基礎を有する者であるかどうかを審査のうえ、適切な者に対してのみ許可を与えることが望ましい。」とされている。しかし知事は、(株)アンリミテッドの財産的基礎、資金力や資金計画について、独自の審査を怠っている。

(5)よって、三重県による本件使用料免除は不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠るものであるから、監査委員として、知事及び担当部長に対して、本件使用料免除によって県が受けた損害を返還させなければならない。

また、速やかにこの状態を是正し適正な使用料を徴収するように県に対して求めるとともに、仮にそれがなされないのであれば、本件許可の取り消し(撤回)をするよう求めるべきである。

また先に述べたように、本件許可は違法又は不当なものであるので、本件許可の取り消し(撤回)をするよう求める。

以上

請求者

三重県鈴鹿市

三重県鈴鹿市

三重県鈴鹿市

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

添付文書

- 1、公園施設設置等許可申請書(鈴鹿市)
- 2、都市公園施設使用料減免申請書(鈴鹿市)
- 3、多機能複合型施設(スタジアム)の設置及び管理に関する協定書(鈴鹿市)
- 4、設置許可書(三重県指令県土第12-78号)
- 5、サッカースタジアム建設に係る面談要請について(回答)(県土第12-168号)